

# 申告書のかきかた例

〔給与〕  
給与・賞金・賞与などの収入の合計額。  
※給与所得=収入金額-給与所得控除  
(給与所得控除は、収入金額に応じた一定の率によって求められます。下表により、給与所得控除後の給与所得金額が算出できます。)

給与収入金額 (円)	給与所得金額の換算式 (円)
1~ 650,999	0
651,000~ 1,618,999	収入金額-650,000
1,619,000~ 1,619,999	969,000
1,620,000~ 1,621,999	970,000
1,622,000~ 1,623,999	972,000
1,624,000~ 1,627,999	974,000
1,628,000~ 1,799,999	*収入金額×60%
1,800,000~ 3,599,999	*収入金額×70%- 180,000
3,600,000~ 6,599,999	*収入金額×80%- 540,000
6,600,000~ 9,999,999	収入金額×90%-1,200,000
10,000,000~	収入金額 -2,200,000

(注) “\*”の部分は、収入金額を4,000で割られる最大の金額に修正してから算出します。  
(計算例) 給与収入が140万円の場合  
140万円-65万円=75万円 (所得金額)  
(計算例) 給与収入が451万円の場合  
451万円÷4,000=1,127…余りを切捨て  
1,127×4,000=4,508,000円  
4,508,000円×80%-540,000円  
=3,066,400円 (所得金額)

〔雑〕  
公的年金等の欄には、その収入の合計額を記入。  
※公的年金の雑所得は、下表によって求められます。

その他の欄には、作家以外の方の原稿料、印税、講演料、生命保険契約に基づく年金(相続税の課税対象となった部分を除く)、郵便年金などの収入や経費の合計と支払者名を記入。

65歳以上(昭和30.1.1以前生まれの方)	
収入金額 A (円)	年金所得額 (円)
1~1,200,000	0
1,200,001~3,299,999	A-1,200,000
3,300,000~4,099,999	A×75%- 375,000
4,100,000~7,699,999	A×85%- 785,000
7,700,000~	A×95%-1,555,000

65歳未満(昭和30.1.2以後生まれの方)	
収入金額 A (円)	年金所得額 (円)
1~700,000	0
700,001~1,299,999	A-700,000
1,300,000~4,099,999	A×75%- 375,000
4,100,000~7,699,999	A×85%- 785,000
7,700,000~	A×95%-1,555,000

① 〔営業等〕  
卸売業、小売業、飲食業、製造業、修繕業、サービス業などの、いわゆる営業から生じる所得。及び保険外交員、塾の経営、漁業などの事業から生ずる所得。

② 〔農業〕  
田、畑、養蚕、農家が兼営する家畜、酪農などから生ずる所得。

〔不動産〕  
地代、家賃、貸間代、駐車場代、土地、建物の権利金等から生ずる所得。

〔配当〕  
株式などの配当、証券投資信託の収益の分配などに係る所得。

〔総合譲渡・一時所得〕  
総合譲渡は、商品や原材料のたな卸資産以外の自動車、機械、機具などの動産の譲渡により生ずる所得。  
一時所得は、生命保険等の満期返戻金、懸賞当選の金品などの一時的な性質をもっている所得。

〔分離課税〕  
土地・建物や山林・株式等の譲渡、上場株式等の配当等、退職金の受け取りなどによる所得。  
詳細は裏面で計算してください。

〔所得のなかった方の記載欄〕  
令和元年中に所得がなかった方は、該当事項を選択の上、提出してください。  
1. 扶養されていた方…あなたを扶養している人の住所・氏名・続柄を記入。  
2. 遺族年金・障害年金等を受給…該当のものに○をつける。  
3. 雇用保険・生活扶助を受給…受給しているものに○をつける。  
4. 貯金により生活。  
5. その他昨年の状況…事故・病気・失業等、特別な事情により収入がない場合は、その内容を詳しく記入。

〔事業専従者〕  
事業・不動産所得がある方で、生計を一にする配偶者等が、あなたの事業に従事している場合には、事業専従者として控除額を必要経費に算入することができます。

令和2年度 市民税・県民税申告受付書  
提出期限は3月16日です。

令和2年度 市民税・県民税申告書

個人番号: 1234567890123  
住所: 日本市日の出町1-2-3  
氏名: 日本 一郎  
生年月日: 昭和44年3月15日  
職業: 日本製作所  
所得: 3,328,000円

所得の内訳:  
給与収入: 3,328,000円  
雑所得: 2,149,600円  
所得金額: 5,477,600円

所得控除:  
社会保険料: 116,428円  
生命保険料: 37,800円  
地震保険料: 17,500円  
控除額: 171,728円  
所得金額: 5,305,872円

雑損: 火災 1-9-12 住宅家財 5,383,000円  
雑損控除額: 1,167,870円

扶養: 日本 和夫 (子) 平成10年9月9日 扶養人員  
日本 三郎 (子) 平成14年11月3日  
日本 久吉 (父) 昭和12年3月4日  
日本 祥子 (母) 昭和16年6月3日  
日本 正子 (子) 平成18年6月2日

所得のなかった方の記載欄:  
1. 扶養されていた方…あなたを扶養している人の住所・氏名・続柄を記入。  
2. 遺族年金・障害年金等を受給…該当のものに○をつける。  
3. 雇用保険・生活扶助を受給…受給しているものに○をつける。  
4. 貯金により生活。  
5. その他昨年の状況…事故・病気・失業等、特別な事情により収入がない場合は、その内容を詳しく記入。

〔雑損控除〕  
災害や盗難、横領などにより、住宅や家財に損害を受けた場合。  
(損害を示す証明書が必要。)

〔医療費控除〕  
病院等に支払った治療費、医薬品の購入代などに要した費用又は、スイッチOTC医薬品の購入費用がある場合。  
(医療費控除の明細書等、医療保険者が発行した医療費通知書が必要。)

〔社会保険料控除〕  
国民健康保険料(料)、国民年金保険料、その他の健康保険料、厚生年金保険料などの支払額全額。

〔小規模企業共済等掛金控除〕  
第1種共済掛金及び心身障害者扶養掛金の支払額全額。

〔生命保険料控除〕  
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合。  
※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)  
※それぞれ右の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)  
※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ右の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

支払った保険料 A (円)	控除額 (円)
~12,000	A
12,001~32,000	A×0.5 + 6,000
32,001~56,000	A×0.25 + 14,000
56,001~	28,000 (一律)

〔地震保険料控除〕  
地震保険契約等の保険料を支払った場合。

支払った地震保険料等の区分	支払った保険料等の金額		控除額
	超	以下	
A 地震保険料のみ	—	5,000円	支払った保険料の金額÷2 (最高 25,000円)
B 旧長期損害保険料のみ	5,000円	15,000円	支払った保険料の金額
	15,000円	—	支払った保険料の金額÷2 + 2,500円
C AとBがある場合	—	—	A、Bそれぞれ計算した金額の合計額 (最高25,000円)

(注意) 一の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わっている場合、いずれか一の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

〔扶養・配偶者控除〕  
令和元年12月31日現在(年の途中で死亡した人はその時点で)、あなたと生計を一にしている親族で、令和元年中の合計所得が38万円(パート等の収入金額で103万円)以下の人を控除にとることができます。配偶者については、以下の通りです。

扶養控除  
(ア) 老人扶養(昭和25年1月1日以前生まれの人) ……38万円  
(イ) 同居老親等(老人扶養で同居を常況としている人) ……45万円  
(ウ) 特定扶養(平成9年1月2日~平成13年1月1日生まれの人) ……45万円  
(エ) 一般扶養(ア~ウ以外の人、ただし、16歳未満の扶養親族は除く) ……33万円  
※16歳未満の扶養親族がいる場合には、別途記入欄に記入してください。

配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
38万円以下	33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)	同一生計配偶者
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	15万円	9万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	

※( )内の金額は、控除対象配偶者が老人扶養の年齢の場合です。

配偶者控除・配偶者特別控除  
あなたの合計所得と配偶者の合計所得に応じて控除をとることができます。  
控除額は表のようになります。  
なお、合計所得金額が1,000万円を超える方の同一生計配偶者については、扶養の人数に算入されますが、控除額は0円です。

〔住宅借入金等特別税額控除〕  
平成21年分以後の所得税で住宅借入金等特別控除の適用がある方に対して、次の1、2のうちいずれか少ない額が市町村・県民税の所得割額から控除されます。  
1 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれない額  
2 次の表により算出した額

居住年	~平成26年3月	平成26年4月~令和3年12月 ※
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高 97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高 136,500円)

※住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合、又は東日本大震災の被災者等が住宅の再取得等をしてその住宅に係る住宅借入金等を有する場合のみ

地方税法等の改正により各事項が変更になる場合がありますので、御了承ください。

〔本人該当〕  
・勤労学生控除(260,000円) ……大学、各種学校等の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ合計所得が65万円以下で、そのうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の方。  
・障害者控除(扶養している方が障害者の場合も適用されます。)  
同居特別障害者(530,000円) ……同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなた、あなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合。  
特別障害者(300,000円) ……身体障害者1級・2級、重度の精神障害などの場合。  
普通障害者(260,000円) ……上記以外の場合。

・寡婦、寡夫控除(夫(妻)と死別、離別した後、再婚していない方)  
寡婦控除(260,000円) ……次の①か②を満たす方。  
①扶養親族がある場合、②夫と死別し、合計所得が500万円以下の場合。  
寡夫控除(260,000円)、特別の寡婦(300,000円) ……次の①と②両方を満たす方。  
①扶養親族である子を有する場合、②合計所得が500万円以下の場合。